

# 姫路市水道災害ボランティア制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、姫路市内で大規模な地震等の災害や水道事故（以下「災害等」という。）が発生したときに、姫路市上下水道局（以下「局」という。）が応急活動を迅速かつ効率的に行うことができるよう支援する姫路市水道災害ボランティア（以下「水道ボランティア」という。）の登録、支援活動等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (支援活動内容)

第2条 水道ボランティアは、局職員の指示の下に次に掲げる支援活動を行うものとする。

- (1) 災害等発生時における水道施設の被害状況等の情報の収集及び提供
- (2) 応急給水場所において局が行う応急給水活動支援
- (3) 局の指定する場所における応急復旧活動支援
- (4) 補修材料及び資機材の調達及び支給活動支援
- (5) その他局職員が行う応急活動の支援

## (登録対象者の要件)

第3条 水道ボランティアとして登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による水道事業経営の認可を受けた者において勤務した経験がある者
- (2) 法第3条第2項に規定する水道事業に関する経験と知識を有する者
- (3) 概ね75歳未満の者で、前条に規定する支援活動に耐えうる体力及び気力を有する者
- (4) 現に就労していない者

## (参集等)

第4条 水道ボランティアは、局からの要請に従い、その指定する場所に参集するものとする。

2 水道ボランティアは、局が開催する研修会又は防災訓練等に参加するものとする。

## (登録の申請)

第5条 水道ボランティアとして登録を希望する者は、姫路市水道災害ボランティア登録申込書（様式第1号。）を姫路市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、登録の申請を行うものとする。

2 管理者は、姫路市水道災害ボランティア登録申込書の提出を受けたときは、申請内容を審査し、適当と認める場合には、当該申請を行った者に対し、姫路市水道災害ボランティア登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を発行し、この者を水道ボランティアとして登録する。

## (登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、前条第2項の規定による登録をした日から2年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

## (登録の更新)

第7条 登録の更新を希望する水道ボランティアは、有効期間の満了する日までに姫路市水道災害ボランティア登録更新申込書（様式第3号。）を管理者に提出し、登録の更新の申請を行うものとする。

2 管理者は、姫路市水道災害ボランティア登録更新申込書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認める場合には、当該登録の有効期間を2年間延長し、当該申請を

行ったものに対し、有効期間を更新した登録証を発行するものとする。

3 管理者は、水道ボランティアに対し、有効期間の満了する日までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

(登録の変更)

第8条 水道ボランティアは、登録事項に変更が生じたときは、速やかに姫路市水道災害ボランティア登録変更届(様式第4号。)を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、姫路市水道災害ボランティア登録変更届の提出を受けたときは、当該登録内容を変更するものとする。

(登録の辞退)

第9条 水道ボランティアは、登録を辞退しようとするときは、姫路市水道災害ボランティア登録辞退届(様式第5号。)を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、姫路市水道災害ボランティア登録辞退届の提出を受けたときは、当該水道ボランティアの登録を抹消するものとする。

(登録の取り消し)

第10条 管理者は、水道ボランティアについて、局職員の指揮命令に服さない等の不適格事由があると認めるときは、当該水道ボランティアの登録を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該水道ボランティアに取り消しを通知するものとする。

(登録証の返納)

第11条 水道ボランティアは、第6条第1項又は第7条第2項の規定による有効期間が満了したとき、第9条第1項の規定により登録を辞退するとき、又は前条第2項の規定による登録の取消しの通知を受けたときは、速やかに登録証を管理者に返納しなければならない。

(報酬)

第12条 水道ボランティアの活動に対する報酬は、無償とする。

2 参集その他に要する費用については、水道ボランティアの負担とする。

(保険の加入)

第13条 局は、水道ボランティアの支援活動中の事故等に備え、市が行うボランティア等賠償補償制度及び市民活動傷害等見舞金給付制度を利用するものとする。

(物品等の貸与)

第14条 局は、水道ボランティアに対して、支援活動及び局が開催する研修会又は防災訓練等に必要物品等を貸与するものとする。

(庶務)

第15条 水道ボランティア制度に関する庶務は、姫路市上下水道局水道部水道整備課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。